

第13回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成31年1月17日（木）13時02分～13時20分

場所：議事堂6階 601特別委員会室

出席者：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議委員（10名）

資料：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議事項書

資料議会経費削減に関する検討結果報告(案)

<概要>

委員：ただいまから、第13回「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」を開催する。

本日は、このプロジェクト会議において、今まで検討を行ってきた内容を取りまとめた検討結果報告の案を作成したので、お示しをさせていただきたい。

内容について、事務局より説明させる。

事務局：1ページから、はじめに経緯等を書いており、Ⅰは旅費、Ⅱは旅費以外、Ⅲはまとめとしている。Ⅰの旅費について、公務に関する旅費は、費用弁償等に関する条例で規定されており、この条例に定めているもの以外は、一般職の県職員の例によるということを記載している。政務活動に関する旅費は、政務活動費のガイドラインに規定されており、公務に関する旅費の支出基準を参考にすると書いている。職員の旅費の条例や、知事・副知事の旅費に関する条例の改正案が9月の定例会議に出され、1月から施行される予定であった状況から、プロジェクト会議では、はじめに旅費について検討を行い、その後、その他の経費の検討を行ったことを書いている。

議員の旅費については、職員の旅費に関する改正内容を踏まえ、プロジェクト会議の委員、構成会派で検討すると共に、構成会派以外の5会派の意見もお聞きして、各会派からの意見を集約したものを付けている。

しかしながら、プロジェクト会議での議論による合意はなかなか難しいという状況であったことから、正副座長案を提示して、それをもとに検討を行った。11月の第4回の会議でこの正副座長案が了承され、プロジェクト会議としての改正案を別紙2のとおり決定した。

旅費にかかる諸規定の改正については、12月6日の代表者会議で、諸規定の改正作業も議会改革推進会議で行ってほしいという依頼を受けて、プロジェクト会議の目的に改正作業も行うことを追加し、条例や政務活動費のガイドラインの改正案についてもこのプロジェクト会議で作成いただいた。

旅費以外の経費についての検討について、11月の第5回の会議において、プロジェクト会議構成会派の意見、構成会派以外の5会派の意見も集約して、議論を重

ねていただいた。最終の意見が別紙3で、本文に記述するのではなく、別紙というかたちで各会派のご意見を集約した。

いろいろ意見が分かれていたことから、これ以上の議論によるプロジェクト会議での合意が難しい状況であったため、これについても正副座長案を提示することとし、正副座長案についての検討を行い、一定の修正を加えて、最終的に別紙4の正副座長案が12月20日の第12回会議で了承され、これがプロジェクト会議としての改正案として決定した。

11ページから参考資料で、13ページが検討経過、14ページがプロジェクト会議の設置規程、15ページがプロジェクト会議の名簿となっている。

委員：それでは、この検討結果報告（案）について、ご意見等あればよろしく願います。

委員：別紙1で、我々の会派のところで「実費化で上限」と書いてあるが、上限ということは最初に出した時は言わなかったと思うが。

事務局：この報告書としては、意見を集約した最終のものを付けさせていただいた。

委員：その集約をまとめたということか。

委員：そういうことである。よろしく願います。ほか、いかがか。なければ、この検討結果報告（案）を各会派に持ち帰って内容を検討していただき、その結果を次回ご報告いただきたいが、よろしいか。

ご協議いただく事項は以上だが、ほかに何かないか。

なければ、以上で第13回プロジェクト会議を終了する。